作成日　2026/02/06
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	HNTルーフサビ止めプライマー　白
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(経皮) 区分4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 血液系 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 血液系 神経系 聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

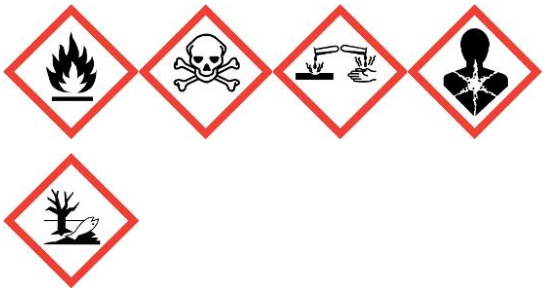

注意喚起語	危険
危険有害性情報	H226 引火性液体及び蒸気 H312 皮膚に接触すると有害 H315 皮膚刺激 H318 重篤な眼の損傷 H331 吸入すると有毒 H336 眠気又はめまいのおそれ H350 発がんのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 肝臓、血液系、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、血液系、神経系、聴覚器の障害のおそれ
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
医師に連絡すること。(P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)

保管　換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄　内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化チタン(Ⅳ)	17~23%	O2Ti	(1)-558,(5)-	既存	13463-67-7
キシレン	7~13%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	7~13%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
2-ブトキシエタノール	3~8%	C6H14O2	(2)-407,(2)-2424,(7)-	既存	111-76-2
イソブタノール	3~8%	C4H10O	(2)-3049	既存	78-83-1
石油系芳香族混合物溶剤	1~5%	不明	(3)-7	既存	64742-94-5
脱硫ケロシン	1~3%	CxHy	不明	不明	64742-81-0
酸化亜鉛	0.3~1%	OZn	(1)-561	既存	1314-13-2
エタノール	1~3%	C2H6O	(2)-202	既存	64-17-5

4. 応急措置

吸入した場合　吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合　皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
特別な処置が必要である。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

眼に入った場合　直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合　口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤　周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

		粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。
使ってはならない消火剤		棒状水。
火災時の特有の危険有害性		燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法		消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		作業には、必ず保護具（手袋・眼鏡・マスクなど）を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項		漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		少量の場合、吸着剤（土・砂・ウエスなど）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
二次災害の防止策		付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 容器を接地すること。アースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（産衛学会）	許容濃度（ACGIH）

酸化チタン（Ⅳ）	未設定	0.3mg/m3;総粉塵 2mg/m3 吸入性粉塵 1.5mg/m3	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m3)	設定あり
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m3)(皮)	設定あり
2－ブトキシエタノール	25ppm	【最大許容濃度】 20ppm(97mg/m3)(皮)	設定あり
イソブタノール	50ppm	50ppm(150mg/m3)	設定あり
石油系芳香族混合物溶剤	未設定	未設定	未設定
脱硫ケロシン	未設定	未設定	設定あり
酸化亜鉛	未設定	0.5mg/m3;【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m3 総粉塵4mg/m3	設定あり
エタノール	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
酸化チタン（Ⅳ）	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定
2－ブトキシエタノール	未設定	未設定
イソブタノール	未設定	未設定
石油系芳香族混合物溶剤	未設定	未設定
脱硫ケロシン	未設定	未設定
酸化亜鉛	レスピラブル粒子として0.1mg/m3	-
エタノール	未設定	未設定

許容濃度（ACGIH）参照先：https://www.acgih.org/

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	白色

臭い		溶剤臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		136℃
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	下限	1.0%
	上限	12.7%
引火点		29℃ （セタ密閉式）
自然発火点		240℃
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		1.4
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	特になし
化学的安定性	保管の項目記載の保管条件で安定。
危険有害反応可能性	有機物であるため、酸化性物質と接触すると、発火、爆発の危険性がある。 強酸、強アルカリと反応する恐れがある。
避けるべき条件	直射日光、炎、火花、高温体
混触危険物質	特になし
危険有害な分解生成物	特になし

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が2348.6693816mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が1732.0123967mg/kgのため区分4とした。
	吸入	（気体） GHS定義による気体ではない。 （蒸気） 急性毒性推定値が1961.1161403ppmのため区分3とした。 （粉じん・ミスト） 急性毒性推定値が345.42mg/lのため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分2の成分合計が22.4%のため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		眼区分1の成分合計が5%のため、区分1とした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性	区分1Aの成分が1.5%のため、区分1Aとした。
生殖毒性	(生殖毒性) 区分1Aの成分が1.5%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.5%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓)の成分が5%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(血液系)の成分が5%のため、区分2(血液系)とした。 区分1(呼吸器)の成分が5%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が5%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(肝臓)の成分が9.9%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が9.9%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(腎臓)の成分が9.9%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が9.9%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が33.7%のため、区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(血液系)の成分が5%のため、区分2(血液系)とした。 区分1(呼吸器)の成分が9.9%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(神経系)の成分が9.9%のため、区分2(神経系)とした。 区分1(神経系)の成分が9.8%のため、区分2(神経系)とした。 区分1(聴覚器)の成分が9.8%のため、区分2(聴覚器)とした。 区分1(肝臓)の成分が1.5%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(呼吸器)の成分が20%のため、区分1(呼吸器)とした。 ※区分2(中枢神経系)は1.5%含まれる。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性　短期(急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が182.9%のため、区分2とした。
水生環境有害性　長期(慢性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が49.7%のため、区分2とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping	塗料
	Class	3
	Packing Group	Ⅲ
	Marine Pollutant	applicable
	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex Ⅱ, the IBC Code	applicable
	航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping	塗料
	Class	3
	Packing Group	Ⅲ
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	容器等級	Ⅲ
	海洋汚染物質	該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	等級	Ⅲ
緊急時応急措置指針番号		128

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号）

エチルベンゼン

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

イソブチルアルコール

エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル

キシレン

作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）
エタノール
エチルベンゼン
エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
キシレン
ブタノール
灯油
石油ナフサ
酸化チタン（Ⅳ）
危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示）
エチルベンゼン
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）
エタノール（安衛則別表第2の番号：205）（5%未満）（営業秘密）
エチルベンゼン（安衛則別表第2の番号：247）（9.8%）
エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）（安衛則別表第2の番号：266）（5%）
キシレン（安衛則別表第2の番号：426）（9.9%）
ブタノール（安衛則別表第2の番号：1705）（5%）
灯油（安衛則別表第2の番号：1315）（5%未満）（営業秘密）
石油ナフサ（安衛則別表第2の番号：1142）（5%未満）（営業秘密）
酸化チタン（Ⅳ）（安衛則別表第2の番号：623）（10%-20%）（営業秘密）
酸化亜鉛（安衛則別表第2の番号：619）（5%未満）（営業秘密）
特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）
エチルベンゼン
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第2項）
皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第1号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）

イソブチルアルコール
皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第2号、令和7年11月18日基発1118第2号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）

エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

	キシレン 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（安衛則第５９４条第１項、令和７年１１月１８日告示第３０１号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）
労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和８年施行分）	エチルベンゼン 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
	エタノール エチルベンゼン エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ） キシレン ブタノール 灯油 石油ナフサ 酸化チタン（Ⅳ） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） エタノール（安衛則別表第２の番号：205）（5%未満）（営業秘密） エチルベンゼン（安衛則別表第２の番号：247）（9.8%） エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）（安衛則別表第２の番号：266）（5%） キシレン（安衛則別表第２の番号：426）（9.9%） ブタノール（安衛則別表第２の番号：1705）（5%） 灯油（安衛則別表第２の番号：1315）（5%未満）（営業秘密） 石油ナフサ（安衛則別表第２の番号：1142）（5%未満）（営業秘密） 酸化チタン（Ⅳ）（安衛則別表第２の番号：623）（10%-20%）（営業秘密） 酸化亜鉛（安衛則別表第２の番号：619）（5%未満）（営業秘密）
労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和９年施行分）	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
	エタノール エチルベンゼン エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ） キシレン ブタノール 灯油 石油ナフサ 酸化チタン（Ⅳ） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） エタノール（安衛則別表第２の番号：205）（5%未満）（営業秘密）

エチルベンゼン（安衛則別表第2の番号：247）（9.8%）
エチレングリコールモノ－ノルマル－ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）（安衛則別表第2の番号：266）（5%）
キシレン（安衛則別表第2の番号：426）（9.9%）
ブタノール（安衛則別表第2の番号：1705）（5%）
灯油（安衛則別表第2の番号：1315）（5%未満）（営業秘密）
石油ナフサ（安衛則別表第2の番号：1142）（5%未満）（営業秘密）
酸化チタン（Ⅳ）（安衛則別表第2の番号：623）（10%-20%）（営業秘密）
酸化亜鉛（安衛則別表第2の番号：619）（5%未満）（営業秘密）

毒物及び劇物取締法　非該当

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）　第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
エチルベンゼン（管理番号：53）（9.8%）
エチレングリコールモノブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）（管理番号：594）（5.0%）
キシレン（管理番号：80）（9.9%）

化審法　優先評価化学物質（法第2条第5項）

消防法　第4類　引火性液体　第二石油類（非水溶性）

外国為替及び外国貿易法　輸出許可貨物・補完品目（キャッチオール規制）（法第48条第1項、輸出令第1条別表第1の16の項（2））

労働基準法　疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
がん原性化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号）

16. その他の情報

連絡先　東日本塗料株式会社

参考文献　溶剤便覧　製品評価技術基盤機構(NITE)　メーカーSDS
日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」
日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」
日本ケミカルデータベース製物質データベース

その他　[注　　意] 危険性･有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので､取扱には十分注意して下さい。
この製品の安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。
記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。
注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。